

官報 号外

平成二十二年一月二十八日

○第百七十四回 参議院会議録第三号

平成二十二年一月二十八日(木曜日)

午後四時一分開議

○議事日程 第三号

平成二十二年一月二十八日

午後四時 本会議

第一 平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)

第二 平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、日程第一及び第二

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

牧山ひろえ君から来る三十日から九日間、橋本聖子君から来る二月七日から二十四日間、それぞれ海外渡航のため請暇の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(江田五月君) 日程第一 平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)

日程第二 平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長 瀬進君。

(審査報告書は本号末尾に掲載)

(築瀬進君登壇、拍手)

○築瀬進君 たゞいま議題となりました平成二十一年度第二次補正予算二案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補正予算二案は、去る一月十八日、国会に提出され、衆議院からの送付の後、二十六日、財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から本日まで三日間にわたり、鳩山内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行いました。

以下、質疑の若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、「総理の政策運営の基本理念は何か。国民のための構造改革を進める決意はどうか」との質疑があり、これに対し、鳩山内閣総理大臣より、「過去の日本における政治経済の反省の中から、利益ばかりを追求するのではなく、雇用、医療、教育等を中心に据えた、人間を大事にする幸福追求社会をつくり上げていきたい。大胆な発想の転換と暖かい改革が求められており、こうした経済社会を実現していくことが、我々に課せられた使命と考えている」旨の答弁がありました。

また、「補正予算の執行停止と財政国会中心主義との関係はどうか。新成長戦略の決定がなぜ予算編成より遅れたのか。今後の財政再建にどう取り組むのか」との質疑があり、これに対し、鳩山内閣総理大臣及び関係各大臣より、「歳出予算は支出の上限を定め、その支出権限を内閣に付与するもので、予算をすべて使い切る義務を負っているわけではない。今回、不要不急と考えられるものについて執行停止を行ったが、最終的には、今回の第二次補正予算により減額が決定されるものであり、憲法の趣旨に沿った処理が行われているものと認識している。新成長戦略については、現在の経済情勢の下、予算の年内編成が極めて重要と考え、予算編成より成長戦略の決定が遅れることとなった。しかし、昨年来、「緊急雇用対策」「緊急経済対策」を策定し、その中にも既に成長戦略の考え方は盛り込まれており、新年度予算にも相当程度反映されていると考えている。財政再建については、様々な議論を踏まえ、今年前半に、中長期的な歳入見込み、歳出の骨格等を盛り込んだ中期財政フレームを作成していくこととしている。その際、中長期の財政規律については、成長戦略を踏まえ、各国の事例も参考にしながら、公的債務残高の対GDP比の安定的縮減など、財政再建目標を検討していく所存である」旨の答弁がありました。

質疑は、このほか、政治と金の問題、米軍基地移設問題、防災に対する基本認識とハイチ大地震への支援、地球環境問題、雇用対策、幼保一体化、郵政民営化問題、統合医療の推進、事業仕分の在り方など多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党・改革クラブを代表して西田理事が反対、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して牧山理事が賛成、公明党を代表して加藤委員が賛成の

官 報 (号 外)

旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二十一年度第二次補正予算二案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(江田五月君) 両案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。川口順子君。

(川口順子君登壇、拍手)

○川口順子君 私は、自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十一年度第二次補正予算二案に対しまして反対の討論を行います。

思い返してください。昨年の秋の臨時国会の所信表明演説で総理は、これから国会では、政党や政治家のためでなく、選挙のためでもない、国民のための議論をしようと呼びかけられました。この何か月間を振り返り、総理は自らの呼びかけを天に恥じることなく誇れますか。正反対のことをしていませんか。政権与党のあらゆる政策、手法は、民主党の議員が参議院で勝つためだけを目的としたものであることが明確ではないですか。

本当に残念です。経済は、鳩山不況と言われるように、後退色を強め、雇用情勢は厳しい状況にあります。日米関係は戦後かつてないほどきしん

でいます。国会においては、こうした内外の諸問題の解決に向けて与野党挙げて政策を論じ、適宜的確に対応しなければなりません。

しかし、政治と金の問題に民主党が自浄能力を持たないために、そうした政策の本質論はないがしろにされたままです。そして、国民は政府・与党のリーダーの金まみれの姿を見て国政に対する不信を深め、日本の行く末に不安を強め、そしてあき果てています。また、我が国はその中で、国際社会におけるリーダーシップと存在感を失いつつあるのです。

今回の補正予算に反対するのは、その内容もさることながら、提出者である鳩山内閣、そして政権与党である民主党に大きな問題があるためです。改めて指摘するまでもなく、鳩山総理、小沢幹事長は政治資金問題について何ら明快な説明をせず、やり過ぎそうとする傲慢さだけが目立ちます。

鳩山総理、あなたは友愛の精神を国政に持ち込み、さも温かく国民を包もうとするかのような錯覚を与えましたね。この予算委員会での議論で明らかになったように、あなたの言う友愛の精神とは、お母様からの友愛に満ちた十二億六千万円もの生前贈与のことだったのですね。

また小沢幹事長。巨額の政治資金を不動産購入に充ててきたとの疑惑が濃くなっており、それにもかかわらず何ら説明責任を果たしていません。

さらに奇怪なのは、民主党を挙げて小沢疑惑、虚偽記載の問題を覆い隠すことに躍起になっていることです。

我々が国会で小沢幹事長自ら身の潔白を説明する機会を与えようと参考人招致を求めているにもかかわらず、与党はかたくなに拒否をしています。小沢さん自身は二十五日の記者会見で、国会対策委員会など現場で議論することであるが、その結果に従うと明言されているではないですか。本人が応ずるというものをどうして周りが拒否するのか、私には分かりません。小沢幹事長は頼まれた色紙に、百術は一誠に如かずと揮毫されると聞きます。その一誠、一つの誠はいつ国民に見せていただけるのでしょうか。早く見せてください。

民主党三巨頭の一人、菅大臣。予算委員会での答弁を聞いてみると、経済財政政策の責任者としては全く頼りになりません。

我が党の林芳正議員が、予算や新成長戦略に係して、政策効果の観点から公共事業と子ども手当の乗数効果に関しての判断を問いました。ところが菅大臣は、乗数効果と消費性向の意味するところ、その違いについて全く理解しておらず、国民に説明もできないという位であらうです。予算、税制、経済の責任者です。その方が基本的な経済概念も分からずに、どうして政策を作り、運営することができるのでしょうか。

鳩山内閣には経済、財政の司令塔がないに等しいではないですか。これでは内外の投資家から日本は見放されます。内閣や党を指導する人物がこのような状態ですから、新成長戦略、それを財政面から裏付ける補正予算に賛成できないのは当たり前です。

さて、その補正予算に関して問題点を指摘します。

我が国においては、我々麻生政権下で、累次にわたり大規模かつ有効な経済対策を進め、特に昨年五月には、経済危機対策十五兆円を盛り込んだ第一次補正予算を成立させたのであります。

ところが、秋の政権交代により状況は一変しました。鳩山政権は、第一次補正に不要なものがかなり含まれているとして、約三兆円の予算の執行を停止し、せつかくの景気回復に水を差したのであります。

さらに問題は、その執行停止をした予算を、鳩山政権になってからの第二次補正予算や来年度の本予算で復活していることでもあります。数か月あるいは半年以上の予算の空白期間を意図的につくり、結局は元に戻しただけではありませんか。我々の第一次補正予算を素直にそのまま実行していれば、鳩山不況は来なかったのです。

ちなみに、麻生内閣での第一次補正予算と、この第二次補正予算を項目で比較すると、雇用対策、景気・金融対策、環境への対応、地方活性

化、医療・子育てなど全く同じ内容が並んでおり、新成長戦略に関係しても、自公政権で行ってきた経済政策の焼き直しというより、内容の延長にすぎません。

更に深刻な問題は、鳩山政権には財政再建目標が存在しないことです。本来なら、第二次補正予算や本予算を取りまとめた昨年末の時点で財政再建計画を同時に出して、財政規律を国民に示すべきでありました。そうした財政規律を生み出す努力を怠ったため、鳩山財政は国債増発のばらまき財政という極めて不名誉な評価を市場から受け始めているではありませんか。

なお、今年六月をめどに中期財政フレームを策定すると報じられていますが、遅過ぎます。一刻も早く道筋を国民に示す必要があります。というのも、財政破綻の懸念が少しでも出てくれば、国債が大量に売られ、国債金利が上昇し、マーケットそして実体経済に深刻な影響が出るからです。これ以上の金利上昇に経済活動が耐えられないのは言うまでもないことです。国民は、鳩山内閣によつて経済が奈落の底に落ちていくことを本気で心配し始めています。

以上、本補正予算に反対する理由を述べてきましたが、鳩山内閣におかれては、政治と金の問題について国民に説明責任を果たし、内外の諸課題に取り組まれるよう切に願います。それができそうにないなら、ちゅうちょなく総辞職する

か、あるいは解散・総選挙によつて国民に信を問うべきであると申し述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(江田五月君) 大島九州男君。

(大島九州男君登壇、拍手)

○大島九州男君 民主党・新緑風会・国民新・日本を代表させていただきます。平成二十一年度第二次補正予算二案について賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず冒頭に、ハイチ地震におかれまして被災をされました皆様方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

そして、百年に未曾有と、この経済危機に補正予算の早期成立が望まれる中に、野党の皆様におかれましては速やかな審議に御協力をいただきます。したことを心から感謝を申し上げます。

予算の審議を振り返りますと、経済、雇用、そして医療やいろんな分野について真摯な議論がある一方、まさにテレビ、マスコミ受けをねらった質問が多かったという事実も否めません。本来ならば、予算委員会というものは予算がどれだけ国民のためにちゃんと使われていくか、そういったことを真摯に議論をする場所であります。

例えば、雇用の問題であるならば、田舎のおじいちゃん、おばあちゃんたちが高齢になつて農業、漁業、林業がなかなか働き手がいらない。じゃ、そういう場所にちゃんと失業者の人を手当

てするという、そういう具体的な政策をやる議論をしたり、そこには自衛隊のOBの人たちに訓練をしていただいて、そして、まさにお年寄りにいろんな指導をしていただくことによつて高齢者の生きがいをつかりと担保をするような、そういう具体的な、今までの雇用訓練にかかわるようなそういう問題ではなくて、そして、環境においては、まさに大企業に偏重するような太陽パネルやエコポイント、エコカーのみに偏らず、まさに中小企業の、下町の企業の皆さんに仕事があるような風力、波力、地熱、そういった中小企業に仕事があるような、そういう仕事を創設するような予算を議論するとか。

そして、中小企業の金融対策においては、まさにこの経済状況をつくつた原因はどこにあるのか。皆さん、思い出していただきたい。一九九〇年代に、まさにゼネコン危機に陥つたときに、政府は公的資金でゼネコンの救済をしようとしたんです。しかし、国民の反対に遭つてそれは断念をした。しかし、一九九七年に北海道拓殖銀行が破綻をしたときに、国民は銀行に公的資金を投入することに對しては文句を言わないということに気が付いた。そして、やったことは何か。銀行にゼネコンの借金を棒引きさせて、そしてその銀行に公的資金を投入したんですよ。そして、その投入した銀行の公的資金は税金であります。その税金を、国民の血税をゼネコンに還流をさせた、まさ

にその政策が今の経済の疲弊を生んでいる。

中小企業については、今本場に予算の中で必要なことは何かといえば、担保いっぱいにつかり借りてもらう融資をしてもらえない、そういうところに対して担保を二倍に評価するとかいう思い切つた政策をやることによつて中小企業を救うというような、そういう具体的な議論をするのが参議院の予算委員会ではないでしょうか。

今、私がる申し上げましたけれども、今回の補正予算の審議においては、テレビ、マスコミ受けをねらつたような質問に国民は辟易とするわけであります。

以下、今からこの補正予算に賛成をする根拠を述べさせていただきます。

まず第一に、雇用においては、長期失業者そして新卒の卒業者に対する配慮ある予算であること、第二に、環境予算においては新成長戦略において未来の夢ある新エネルギーについての予算であること、そして第三に、中小企業の資金繰りにおいて中小企業に配慮する予算であること、そして最後に、補正予算といえば、今までの政権は、業界団体にはばらくためのお金として、選挙対策、業界対策、いろんなところに持っていた、まさにそういう補正予算ではなく、国民のために、国民の生活が第一の補正予算であるということとが今回の補正予算の第一であります。

我々は、国民の声を代表する一人として、この

国民一人一人を本当に自分の家族と思う心で予算を作る、法律を作る、そういう心の友愛の補正予算であると認定をし、一人一人の議員の皆様からこの補正予算二案に賛成をしていただきますことをお願い申し上げ、私の賛成討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(江田五月君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十四

賛成

百四十二

反対

八十二

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長佐藤泰介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔佐藤泰介君登壇、拍手〕

○佐藤泰介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成二十一年度の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付基準、将来的な地方交付税の確保策、公共サービスの削減による財政健全化の推進、地方交付税の法定率引上げの必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数を

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百二十一

反対

七

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長柳田稔君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔柳田稔君登壇、拍手〕

○柳田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の厳しい失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保することを目的として、平成二十一年度の求職者給付及び雇用の継続給付に要する費用の一部に充てるため、当初の国庫の負担に加え、三千五百億円を負担するとともに、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする旨を規定するものであります。

委員会におきましては、失業等給付及び雇用保険二事業の実施状況及び財政見通し、第二次補正予算において一般会計から三千五百億円を投入する理由、雇用保険制度における国庫負担の意義及び今後の在り方、若年者等の雇用対策の推進等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党・改革クラブを代表して九川珠代委員より

反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十五

賛成

百五十

反対

七十五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員
山本 博司君 山内 徳信君
金子 洋一君 西田 実仁君
谷合 正明君 近藤 正道君
風間 直樹君 植松恵美子君
鰐淵 洋子君 浮島とも子君
又市 征治君 横峯 良郎君
轟木 利治君 浜田 昌良君
澤 雄二君 山本 香苗君
洲上 貞雄君 広田 一君
林 久美子君 蓮 舫君
渡辺 孝男君 加藤 修一君
弘友 和夫君 魚住裕一郎君
福島みずほ君 主濱 了君
加藤 敏幸君 鈴木 陽悦君
松 あきら君 荒木 清寛君
山下 栄一君 風間 昶君
松井 孝治君 大塚 耕平君
辻 泰弘君 平野 達男君
草川 昭三君 山口那津男君
白浜 一良君 木庭健太郎君
家西 悟君 工藤堅太郎君
長浜 博行君 小川 勝也君
直嶋 正行君 吉川 沙織君

土田 博和君 平山 誠君
外山 斎君 友近 聡朗君
舟山 康江君 大久保潔重君
米長 晴信君 行田 邦子君
金子 恵美君 牧山ひろえ君
姫井由美子君 武内 則男君
谷岡 郁子君 大河原雅子君
藤原 良信君 相原久美子君
富岡由紀夫君 藤末 健三君
尾立 源幸君 前川 清成君
島田智哉子君 大久保 勉君
白 眞勲君 那谷屋正義君
喜納 昌吉君 柳澤 光美君
小林 正夫君 下田 敦子君
大石 尚子君 今野 東君
中村 哲治君 森 ゆうこ君
神本美恵子君 山根 隆治君
谷 博之君 広野ただし君
高橋 千秋君 増子 輝彦君
櫻井 充君 羽田雄一郎君
峰崎 直樹君 北澤 俊美君
築瀬 進君 柳田 稔君
円 より子君 広中和歌子君
山下八洲夫君 高嶋 良充君
興石 東君 平田 健二君
梅村 聡君 平山 幸司君
松浦 大悟君 中谷 智司君

長谷川大紋君 川合 孝典君
徳永 久志君 水戸 将史君
大島九州男君 川崎 稔君
吉村剛太郎君 加賀谷 健君
藤谷 光信君 川上 義博君
室井 邦彦君 森田 高君
亀井亜紀子君 足立 信也君
藤本 祐司君 水岡 俊一君
犬塚 直史君 津田弥太郎君
松岡 徹君 芝 博一君
長谷川恵正君 松野 信夫君
佐藤 公治君 ツルシマルティ君
藤田 幸久君 榛葉賀津也君
岩本 司君 鈴木 寛君
自見庄三郎君 池口 修次君
一川 保夫君 木俣 佳丈君
内藤 正光君 郡司 彰君
小川 敏夫君 亀井 郁夫君
西岡 武夫君 藤原 正司君
佐藤 泰介君 前田 武志君
岡崎トミ子君 千葉 景子君
大石 正光君 田中 直紀君
田名部匡省君 川田 龍平君
古川 俊治君 塚田 一郎君
森 まさこ君 糸数 慶子君
佐藤 正久君 牧野たかお君
石井みどり君 松村 祥史君

荻原 健司君	川口 順子君	河合 常則君	大江 康弘君	国土交通大臣	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
松下 新平君	神取 忍君	小池 晃君	市田 忠義君	(内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策))	懲罰委員会
岡田 直樹君	岸 信夫君	加治屋義人君	木村 仁君	環境大臣	理事 藤谷 光信君 (山下八洲夫君の補欠)
末松 信介君	山本 順三君	市川 一朗君	岩永 浩美君	防衛大臣	理事 谷川 秀善君 (山崎正昭君の補欠)
小池 正勝君	西島 英利君	橋本 聖子君	山本 一太君	(内閣官房長官)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
中川 雅治君	小泉 昭男君	山内 俊夫君	荒井 広幸君	国務大臣	米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第一号)
世耕 弘成君	鶴保 庸介君	谷川 秀善君	佐藤 昭郎君	(国家公安委員会委員長)	国連気候変動枠組条約第十五回締約国会議の結果に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第二号)
舩添 要一君	吉田 博美君	泉 信也君	南野知恵子君	国務大臣	鳩山総理とクリントン米国務長官とのミスコミュニケーションに関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第三号)
松山 政司君	愛知 治郎君	矢野 哲朗君	溝手 顕正君	(内閣府特命担当大臣(防災))	普天間基地移転についての鳩山総理の発言に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第四号)
椎名 一保君	有村 治子君	浅野 勝人君	松村 龍二君	国務大臣	米軍厚木飛行場空母艦載機の移駐に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第五号)
岸 宏一君	中川 義雄君	渡辺 秀央君		(内閣府特命担当大臣(金融))	竹島問題に関する質問主意書(亀井亜紀子君提出)(第六号)
加納 時男君	衛藤 晟二君		鳩山由紀夫君	国務大臣	去る二十一日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
伊達 忠一君	鈴木 政二君	内閣総理大臣		(内閣府特命担当大臣(経済政策))	政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外四名提出)(衆第二号)
藤井 孝男君	青木 幹雄君	財務大臣	菅 直人君	国務大臣	去る二十二日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
若林 正俊君	松田 岩夫君	(内閣府特命担当大臣(経済政策))		(内閣府特命担当大臣(行政刷新))	平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第三号)
林 芳正君	尾辻 秀久君	総務大臣	原口 一博君	国務大臣	
丸川 珠代君	義家 弘介君	(内閣府特命担当大臣(地域主権推進))		法務大臣	
山下 芳生君	中山 恭子君	法務大臣	千葉 景子君	外務大臣	
西田 昌司君	磯崎 陽輔君	外務大臣	岡田 克也君	文部科学大臣	
紙 智子君	丸山 和也君	文部科学大臣	川端 達夫君	(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))	
山田 俊男君	佐藤 信秋君	(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))	厚生労働大臣	農林水産大臣	
仁比 聡平君	二之湯 智君	厚生労働大臣	長妻 昭君	農林水産大臣	
野村 哲郎君	中村 博彦君	農林水産大臣	赤松 広隆君	経済産業大臣	
北川イツセイ君	大門実紀史君	経済産業大臣	直嶋 正行君		
井上 哲士君	石井 準一君				
岡田 広君	山谷えり子君				

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十二年 一般会計予算(閣予第三号)

平成二十二年 特別会計予算(閣予第四号)

平成二十二年 政府関係機関予算(閣予第五号)

同日内閣から、平成十九年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告を受領した。

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

喜納 昌吉君

補欠 外山 斎君

櫻井 充君

米長 晴信君

西島 英利君

林 芳正君

議院運営委員

辞任

外山 斎君

補欠 喜納 昌吉君

懲罰委員

辞任

林 芳正君

補欠 西島 英利君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)

雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十一年 一般会計補正予算(第2号)(閣予第一号)

平成二十一年 特別会計補正予算(特第2号)(閣予第二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

天下り問題に関する質問主意書(山下栄一君提出(第七号))

循環型社会及び自然共生社会への移行を目指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する質問主意書(加藤修一君提出(第八号))

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。

記

裁判官訴追委員

山口 俊一君 (鳩山邦夫君の補欠)

同日議長は、天皇誕生日に際し、アリ・ラリジャン・イスラム共和国議長宛天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

同日議長は、アリ・ラリジャン・イスラム共和国議長より祝辞を受け受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、サアド・ハリリー・レバノン共和国首相より祝辞を受け受した。

同日議長は、サアド・ハリリー・レバノン共和国首相宛天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

山口那津男君

補欠 草川 昭三君

予算委員

辞任

尾立 源幸君

補欠 姫井由美子君

自見庄三郎君

森田 高君

芝 博一君

加藤 敏幸君

米長 晴信君

林 久美子君

蓮 舫君

富岡由紀夫君

林 芳正君

西島 英利君

加藤 修一君

山本 博司君

草川 昭三君

山口那津男君

決算委員

辞任

富岡由紀夫君

補欠 蓮 舫君

広田 一君

中谷 智司君

行政監視委員

辞任

加藤 敏幸君

補欠 芝 博一君

中谷 智司君

広田 一君

林 久美子君

櫻井 充君

森田 高君

自見庄三郎君

議院運営委員

辞任

山本 博司君

補欠 加藤 修一君

懲罰委員

辞任

西島 英利君

補欠 林 芳正君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 弘友 和夫君 (荒木清寛君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

チッソ後藤会長の高年頭所感とチッソ分社化に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第一号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第二号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第三号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第四号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第五号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第六号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第七号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第八号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第九号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第十号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第十一号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第十二号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第十三号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第十四号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第十五号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第十六号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第十七号)

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(第十八号)

同日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十一年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

同日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十一年十月二十六日から平成二十二年一月十七日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

同日内閣から、特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による平成二十年度特別会計財務書類を受領した。

同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 補欠

土田 博和君 金子 洋一君

国土交通委員

辞任 補欠

金子 洋一君 土田 博和君

国家基本政策委員

辞任 補欠

草川 昭三君 山口那津男君

予算委員

辞任 補欠

加藤 敏幸君 芝 博一君

外山 斎君 米長 晴信君

富岡由紀夫君 蓮 舫君

林 久美子君 徳永 久志君

姫井由美子君 平山 幸司君

森田 高君 自見庄三郎君

橋本 聖子君 中山 恭子君

山口那津男君 草川 昭三君

山本 博司君 加藤 修一君

決算委員

辞任 補欠

中谷 智司君 広田 一君

蓮 舫君 富岡由紀夫君

荒木 清寛君 山本 香苗君

鰐淵 洋子君 山本 博司君

行政監視委員

辞任 補欠

櫻井 充君 林 久美子君

自見庄三郎君 森田 高君

芝 博一君 加藤 敏幸君

平山 幸司君 尾立 源幸君

広田 一君 中谷 智司君

中山 恭子君 橋本 聖子君

議院運営委員

辞任 補欠

喜納 昌吉君 外山 斎君

徳永 久志君 櫻井 充君

加藤 修一君 鰐淵 洋子君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)

総務委員会に付託

雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二号) 厚生労働委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

八ッ場ダムに関する質問主意書(脇雅史君提出)

(第一〇号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

天下り問題に関する質問主意書(山下栄一君提出)(第七号)

循環型社会及び自然共生社会への移行を目指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第八号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)及び平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

審査報告書

平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年一月二十八日

予算委員長 築瀬 進

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)は、歳出において、(1)明日の安心と成長のための緊急経済対策費、(2)その他の経費の合計で七兆四千二百八十六億七千三十二万四千円の追加を行い、他方、既定経費の減額として、(1)平成二十一年度第一次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額、(2)税收減に伴う地方交付税交付金の減額、(3)経済緊急対応予備費の減額、(4)予備費の減額、(5)その他既定経費の不用額の減額により、合計七兆三千四百四十億七千四百三十三万五千円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案して、租税及印紙収入について九兆二千四百二十億円の減収、その他収入について百五十四億四百一千万円の減収を見込むとともに、公債金については、「財政法」

第四条第一項ただし書の規定による公債一千億円の増発を行うこととしているほか、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」第二条第一項の規定による公債九兆二千四百二十億円の増発を行うこととしている。

この結果、平成二十一年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ八百四十五億九千五百九十八万九千円増額され、百二兆五千五百八十一億五千五百五十四万三千円となる。

平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、労働保険特別会計等十四特別会計について、所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年一月二十五日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 江田 五月殿

平成二十一年度特別会計補正予算(特第2号)右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年一月二十五日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年一月二十八日

総務委員長 佐藤 泰介

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成二十一年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)において、所得税等の減収により地方交付税交付金を二兆九千五百十四億七千五百万円減額するとともに、同減少額を補てんするため、平成二十一年度の特例加算額として同額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れることとしている。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年一月二十五日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第五号」を「第六号」に、

「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項第四号中「二兆五千五百五十三億円」を「四兆三百十億三千七百五十万円」に改め、同項

中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、

第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 平成二十一年度における交付税の総額を確保するため第一号から第三号までに掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 一兆四千七百五十七億三千七百五十万円

附則第四条の二の見出し中「平成三十八年度」を「平成四十二年度」に改め、同条第六項中「相当する額」の下に「及び前条第一項第五号に掲げる額に相当する額」を加え、「平成二十七年」を「平成四十二年」に改め、「総額は、」の下に「平成二十三年度から平成二十七年までの各年度にあつては」を、「二千四百八十二億九百五十万円を」の下に「平成二十八年から平成三十六年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成三十七年度及び平成三十八年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては第六条第二項の規定により算定した額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第四号」を「第五号」に、「額と

する」を「額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成三十七年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とする」に改め、同条に次の一号を加える。

四 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十八年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

雇用保険法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年一月二十八日

厚生労働委員長 柳田 稔

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の厳しい雇用失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保することを目的として、当初の国庫の負担に加え、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、三千五百億円を負担しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認

める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)に三千五百億円が計上されている。

雇用保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年一月二十五日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

雇用保険法の一部を改正する法律案

雇用保険法の一部を改正する法律

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国庫負担に関する暫定措置)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十四条 国庫は、平成二十一年度における第十六条第一項に規定する求職者給付及び雇用継続給付並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、前条第一項に規定する額のほか、三千五百億円を負担する。

2 平成二十一年度における前条第三項の規定の

適用については、同項中「附則第十三条第一項」とあるのは、「附則第十三条第一項及び第十四条第一項」とする。

第十五条 雇用保険の国庫負担については、平成二十二年中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二に次の一項を加える。

2 平成二十一年度における前項の規定の適用については、同項中「同条第三項」とあるのは、「第十四条第一項並びに同法附則第十三条第三項及び第十四条第二項」とする。

投票者氏名

日程第一 平成二十一年度一般会計補正予算(第2号)

日程第二 平成二十一年度特別会計補正予算(第2号)

賛成者氏名

足立 信也君 相原久美子君

家西 悟君	池口 修次君
一川 保夫君	犬塚 直史君
岩本 司君	植松恵美子君
梅村 聡君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大石 正光君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
金子 洋一君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳文君
喜納 昌吉君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君
行田 邦子君	奥石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
佐藤 泰介君	櫻井 充君
自見庄三郎君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主 濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田中 直紀君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	ツルネ マルテ君

官 報 (号 外)

平成二十二年一月二十八日 参議院会議録第三号 投票者氏名

投票者氏名

内藤 正光君	直嶋 正行君
中谷 智司君	中村 哲治君
長浜 博行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	長谷川憲正君
白 眞勲君	林 久美子君
姫井由美子君	平田 健二君
平野 達男君	平山 幸司君
平山 誠君	広田 一君
広中和歌子君	広野ただし君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
松浦 大悟君	松岡 徹君
松野 信夫君	円 より子君
水戸 将史君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舩君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	澤 雄二君

白浜	一良君	谷合	正明君
西田	実仁君	浜田	昌良君
弘友	和夫君	松	あきら君
山口	那津男君	山下	栄一君
山本	香苗君	山本	博司君
渡辺	孝男君	鰐淵	洋子君
井上	哲士君	市田	忠義君
紙	智子君	小池	晃君
大門	実紀史君	仁比	聡平君
山下	芳生君	近藤	正道君
福島	みずほ君	淵上	貞雄君
又市	征治君	山内	徳信君
糸数	慶子君	吉村	剛太郎君

反対者氏名

七五名

愛知	治郎君	青木	幹雄君
浅野	勝人君	荒井	広幸君
有村	治子君	石井	準一君
石井	みどり君	泉	信也君
磯崎	陽輔君	岩永	浩美君
衛藤	晟一君	尾辻	秀久君
大江	康弘君	岡田	直樹君
岡田	広君	荻原	健司君
加治屋	義人君	加納	時男君
神取	忍君	川口	順子君
河合	常則君	木村	仁君
岸	宏一君	岸	信夫君
北川	イツセイ君	小池	正勝君

小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	佐藤 正久君	佐藤 信秋君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	谷川 秀善君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中山 恭子君	西島 英利君	野村 哲郎君	橋本 聖子君	藤井 孝男君	牧野たかお君	松下 新平君	松村 祥史君	松山 政司君	丸山 和也君	森 まさこ君	山内 俊夫君	山谷えり子君	山本 順三君	山本 一太君	吉田 博美君	義家 弘介君	渡辺 秀央君	山東 昭子君	川田 龍平君	長谷川大紋君
伊達 忠一君	鈴木 政二君	中川 雅治君	中村 博彦君	二之湯 智君	西田 昌司君	南野知恵子君	林 芳正君	古川 俊治君	舩添 要一君	松田 岩夫君	松村 龍二君	丸川 珠代君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	山田 俊男君	山本 一太君	吉田 博美君	若林 正俊君	川田 龍平君	長谷川大紋君										

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

平成十九年度決算に関する参議院の議決について講じた措置を別紙のとおり報告する。

平成十九年度決算に関する参議院の議決について講じた措置

政府は、従来から、決算に関する国会の審議議決、会計検査院の指摘等にかんがみ、国費の効率的使用、事務・事業の運営の適正化、不当経理の発生防止等について特に留意してきたところである。

平成十九年度決算に関する参議院の議決について講じた措置は、次のとおりである。

1 平成十九年度決算検査報告における過去最悪の指摘件数及び金額等について

決算検査報告において指摘された不当事項等の再発防止については、財務省及び各省各庁等において、文書による要請のほか、会計検査院との会議をはじめ、各種の会議や研修等を通じて、予算の適正な執行及び指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行い、関係職員の資質の向上を図っているところである。さらに、再発防止のため、執行に携わる職員の責任の明確化、綱紀粛正の徹底を図るとともに、内部牽制、予算執行の透明性の確保等により、一層の

予算の厳正かつ効率的な執行及び会計事務の適正な処理に努力しているところである。

なお、決算検査報告の指摘事項のうち、予算編成に関連する事項については、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を予算に的確に反映するよう取り組んでいるところである。

また、過去に指摘を受けた不当事項の是正については、平成二十年一月及び平成二十一年一月に財務省から各省各庁等に対して、不当事項として指摘された事案について国庫等に早急な返還を求めるなどの適切な対応を要請するともに、是正処理状況についてホームページ等で公表するよう平成二十年十一月に通知したところである。

今後とも、これらの措置を講ずることにより、指摘事項の再発防止に努めるとともに、過去に指摘を受けた不当事項の是正に向けて努めてまいる所存である。

2 テレビ会議装置の低調な利用状況について
テレビ会議装置については、平成二十年十一月以降は、原則として、地域イントラネット基盤施設整備事業の補助の対象としないこととし、実施マニュアルを改訂しその旨を明記したところである。

また、行政刷新会議「事業仕分け」における議論の結果も踏まえ、平成二十二年予算におい

て、地域イントラネット基盤施設整備事業を廃止したところである。

一方、既に整備し運用中のテレビ会議装置については、その利用状況を調査し、利用が低調なものについては、利用計画を策定させ、定期的に利用実績を報告させる措置を講じたところである。その結果、引き続き利用状況が改善されないような場合については、補助金の返還も含めて厳しく指導・改善を図ってまいる所存である。

3 国際機関の信託基金の閉鎖に伴う拠出残余金の放置について

国際機関の信託基金の閉鎖に伴う拠出残余金の問題については、外務省において、再発防止のため、拠出残余金を早期に処理する体制を整備したところである。

具体的には、「国連の信託基金における拠出残余金の取扱に関するガイドライン」を策定するなどして、拠出残余金が生じた場合には、原則として我が国への返還(国庫返納)を求めることとし、振替を行うのは国際連合からの要請がある場合に限定した。また、国際機関からの照会に対する回答期限、返還事務手続担当課等を定め、公電による報告・指示を徹底するとともに、国庫返納と他基金への振替の双方を年一回国会へ報告することとした。さらに、外務本省の担当課等において拠出後の信託基金の状況を

確実に把握するため、定期的に決算状況の確認を行うこととしたほか、拠出残余金額について把握する課を定めて情報を一元的に管理するなどの措置を講じたところである。

今後とも、拠出残余金の適切な管理が行われるよう努めてまいる所存である。

4 厚生労働省の委託事業における不適正経理の多発について

厚生労働省の委託事業における不適正経理については、平成二十年十一月に「雇用対策に係る各種委託事業の適正な実施について」等の通知を関係機関に発出し、これに基づき不正な支出による別途経理や懇親会に係る飲食費等への流用などの再発が今後なきよう、厳格な指導・徹底を行ったところである。

また、平成二十一年六月及び八月に「労働局関連部局の委託事業における不正経理行為に係る再発防止等の取扱について」等の通知を関係機関に発出し、不正経理に関与した委託先団体の職員の処分等の適切な実施の要請及び加算金の割合を現行の五%から最大二〇%まで引き上げる措置を講じたところである。

多くの団体で不適正経理が行われていたことにかんがみ、各種委託事業について、同様の事態が二度と繰り返されることのないよう、厚生労働副大臣の指示の下、調査チームを設け、厚生労働省職員の関与の有無などの事実関係と再

発防止策等について検証し、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、再発防止及び会計法令に基づいた委託費の適正な執行に努めてまいる所存である。

5 厚生年金記録改ざん問題について

厚生年金記録改ざん問題については、標準報酬月額等の不適正な遡及訂正処理の可能性がある約六万九千件の記録のうち、約二万件の受給者について、平成二十一年三月末までに戸別訪問を概ね終了した。

平成二十年十月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については平成二十一年四月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することなどを通じて、本人に記録を確認していただき、被害者救済を進めている。

その際、一定の条件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく社会保険事務所において迅速に記録訂正をするものとしている。

また、厚生労働大臣の下に年金記録の回復に関する委員会を新たに設けたところであり、標準報酬等の不適正な遡及訂正処理の問題についても、当該委員会の議論も踏まえ、より迅速な被害者救済の方策について検討を行っている。

約二万件の戸別訪問において、不適正な遡及訂正処理への職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事実等について、順次調査を実施

施しており、関与が明らかになった職員に対しては、これまでに戒告等の処分を行ったところである。

今後、更に、不適正な遡及訂正処理への職員の関与が明らかになった場合には、厳正に対処し、国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。

米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年一月十八日

浜田 昌良

参議院議長 江田 五月殿

米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問主意書

米国オバマ政権による初めての核態勢見直し(Nuclear Posture Review)が本年三月にも行われる見込みであり、「核のない世界」を目指すとしたオバマ大統領がどのような見直しを行うか世界の注目が集まっている。しかしながら、米国の戦略態勢に関する議会諮問委員会のシュレジンジャー副委員長が、冷戦後もなお米国が強大な核抑止力を維持すべきだとする論拠の一つとして日本政府当局による「懸念」を挙げていると報道されており

(平成二十一年十一月六日付け朝日新聞掲載)、核廃絶を願う日本国民の多くはそのような日本政府の意見表明に疑念を抱いている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 昨年五月の米国の戦略態勢に関する議会諮問委員会の最終報告書には、米国の拡大抑止の信頼性が弱まると同盟国が核武装するおそれがあるとし、具体的には潜水艦発射の核弾頭型陸地攻撃巡航ミサイル「トマホーク」の二〇一三年退役に関してアジアのある同盟国が懸念していることが委員会の活動で明確となったと記述(同報告書二十六ページ)されるとともに、同報告書の協議先リストに在米日本大使館公使秋葉剛男、同石井正文、一書書記官飯島秀俊及び同金井正彰の四名の記載がある。これら四名が同委員会に対してどのような意見表明又は情報提供を行ったのか、その詳細を明確にされたい。また、そのような意見表明又は情報提供を行うに際し、当時の外務省の政務三役及び与党に対してどのような了解を得て行ったのか明確にされたい。

二 オバマ大統領が昨年十一月に来日した際に発表された「核兵器のない世界」に向けた日米共同ステートメントには「米国政府は、国家安全保障政策における核兵器の役割を低減させることをコミットし、日本国政府及び米国政府は、他の核兵器保有国に対し、同様の措置をとるよう要請する。」とある。この「核兵器の役割を低減

させる」とは、日米安全保障体制において具体的にどのように実現していくべきものと鳩山内閣としては考えているのか、明確にされたい。

三 核不拡散及び核軍縮に関する国際委員会は昨年十二月に「二〇一二年までに核兵器の存在する目的を核兵器による攻撃を抑止することに限定すること(所謂、唯一目的論)等を内容とする報告書を公表した。鳩山内閣としてはこの「唯一目的論」を支持し得るのか明確にされたい。

四 今次、米国の核態勢見直しが結論付けされる前において、日本の安全保障が確保されれば米国の核抑止は第三国からの核攻撃に限定する旨が同見直しにおいて明確にされても日本として異存がない旨を日本政府として表明することは、国際社会に「唯一目的論」の支持を広げ、世界の核廃絶を推進する上で日本が果たし得る大きな貢献であると考え、鳩山内閣の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十二年一月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書

一について

日米両国間では普段から日米の安全保障及び防衛協力に関連する様々な事項について緊密かつ幅広く意見交換が行われており、その中で、米国側からの要望に応じ、外交ルートを通じて、当時の外務大臣の了解を得た我が国政府の考え方を米国議会戦略態勢委員会に説明したと承知している。外交上の個別のやり取りの詳細を明らかにすることは差し控えたいが、我が国の基本的な考え方として、国際社会には、核戦

力を含む大規模な軍事力が存在し、また、核兵器を始めとする大量破壊兵器等の拡散といった危険が増大するなど、引き続き不透明・不確実な要素が存在する中で、我が国としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)を堅持し、その抑止力の下で自国の安全を確保する必要があると考えていることなどについて説明したと承知している。

二について

米国の核を含む抑止力は、我が国の安全を確保する上で、極めて重要な役割を果たしていると考えている。そのような中で、我が国としては、長期的課題である核兵器のない世界の実現及びその過程において核兵器保有国の国家安全

保障政策における核兵器の役割を低減させることの重要性を認識しつつ、同時に我が国の安全保障及び国際的な安全保障を損なうことはあってはならないと考えている。このような観点に立ちつつ、米国とも協力しながら、核軍縮・不拡散を主導する外交を展開していく。

三及び四について

我が国としては、日米安保条約を堅持し、その抑止力の下で自国の安全を確保する必要があると考えており、米国が保有する核戦力と通常戦力の総和としての軍事力が、我が国に対する核兵器によるものを含む攻撃を抑止するものと考えている。

我が国としては、御指摘の国際委員会の報告書の評価しており、「唯一の目的宣言」を含む提案を行っている本件報告書を参考としつつ新たな核軍縮・不拡散に関する政策提言を構築したいと考えている。

いずれにせよ、我が国としては、我が国の安全保障及び国際的な安全保障を損なうことなく、長期的課題である核兵器のない世界の実現を目指していきたいと考えている。

国連気候変動枠組条約第十五回締約国会議の結果に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年一月十八日

浜田 昌良

参議院議長 江田 五月殿

国連気候変動枠組条約第十五回締約国会議の結果に関する質問主意書

国連気候変動枠組条約第十五回締約国会議(COP一五)は、交渉の結果を「コペンハーゲン合意」として採択できず、同合意を留意(take note)することを決定したにとどまった。この結果を踏まえ、同会議での公平かつ実効性のある温室効果ガス削減の国際枠組みの構築を目指し、「一九九〇年比で言えば二〇二〇年までに二十五％削減」

など、我が国の気候変動問題への積極的取組を表明した国連気候変動首脳会合での鳩山総理の演説(以下「鳩山国連演説」という。)の意味が今問われている。さらに、留意されることとなった「コペンハーゲン合意」において、先進国が二〇一〇年から二〇一二年までの三年間に総額三百億ドル(約二兆七千億円)の資金拠出を約束する中で、小沢環境大臣は鳩山イニシアティブとしてその六割を超える約一兆七千五百億円の資金拠出を表明している。温室効果ガス排出の世界全体に占める割合が四％であり、かつ、財政的にも逼迫している我が国が何故このような巨額な資金拠出を表明しなければならなかったのか、多くの国民が疑念を抱いているとともに、鳩山環境外交の無謀さに危

惧を覚えている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 「コペンハーゲン合意」の内容について、鳩山内閣はどのように評価しているか。「合意」は十分なものであったと認識しているか。また、「合意」の取りまとめに際し、鳩山国連演説や具体化した鳩山イニシアティブはどのような効果を発揮したのか、客観的な事実を示して評価されたい。

二 「コペンハーゲン合意」が締約国会議で採択されなかったことに対し、鳩山内閣はどのように評価しているか。また、このような事態の回避に鳩山国連演説や鳩山イニシアティブが十分に寄与しなかった理由について、どのように認識しているか。

三 昨年十二月十九日から二十日にわたる最後の締約国会議での日本政府関係者の発言内容について、その詳細を明らかにされたい。外務省の審議官が一回、環境大臣が一回発言し、環境大臣は締約国会議が「コペンハーゲン合意」への留意を決定した後に、鳩山国連演説を引用することもなく、COP一六に向けた作業計画についてのみ発言するという、いわば「敗戦処理」のような発言を行ったと聞いているが、合意の採択に向け、締約国会議でどのような「政治主導の環境外交」を展開したのか、具体的に示されたい。

四 途上国支援に関して、我が国が全体の六割を超える資金拠出を表明しなければならなかった理由を明らかにされたい。鳩山国連演説で我が国が突出した目標を表明したにもかかわらず、その後の外交的フォローが十分でなく、二〇一三年以降も京都議定書を単独に延長するという我が国にとって最悪のシナリオが現実味を帯びたため、それを回避するために行ったという、いわば「鳩山国連演説の尻ぬぐい」という見方があるが、それに対する認識を客観的事実に即して示されたい。

五 日本の資金拠出の具体的な内訳を明らかにされたい。これらのうち、従前の公約であったクールアースパートナーシップ(二〇〇八年から二〇一二年までに一兆二千五百億円)に上積みされるものは官民それぞれいくらか。また、国際協力銀行、日本貿易保険及びNEDOからの資金は官民資金のどちらに位置づけられるのか、それぞれ明らかにされたい。

六 日本の資金拠出には、「COP一五における政治合意の成立を前提として」という条件が付されていたというが、その事実関係を確認したい。また、今回のCOP一五の結果はその前提条件を満たしたと判断しているのか、その理由も含め明らかにされたい。

七 日本の資金拠出が二〇一三年以降の日本の温暖化ガスの排出削減にカウントされるクレジット

トとなるように今後外交交渉すべきと考えるが認識を示されたい。

八 本年一月末までに提出することとされている温室効果ガス削減目標については、どのような表現とするのか。鳩山国連演説同様、前提条件で行うのか。また、基準年については、次期枠組みで焦点となっている米国及び中国が二〇〇五年を採用していること、欧州やロシアとの間で不平等となっており前提条件を改善することなどを踏まえ、我が国としても二〇〇五年を基準年として採用すべきと考えるが認識を示されたい。

九 一九九〇年比二十五％削減を目指す際の国内排出削減量、いわゆる「真水」と森林吸収や排出量取引といった「オフセット」との内訳はどの段階で明確にするつもりなのか示されたい。

十 鳩山国連演説は国民や産業界との意見交換が必ずしも十分でない中で行われたとの批判がある。今後、本年一月末までに提出する温室効果ガス削減目標ではどのように国民や産業界の声を反映させるのか。その具体的手法につき明らかにされたい。

十一 二十五％削減に伴う国民負担を検討するため、政府が地球温暖化問題に関する閣僚委員会の下に設置したタスクフォースの検討結果(中間とりまとめ)をどのように認識しているのか。また、同タスクフォースについては、メン

バーを入れ替えた上で再検討する意向と聞くが、これまでの検討やメンバーのどこに問題があったのか明らかにされたい。
右質問する。

平成二十二年一月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員浜田昌良君提出国連気候変動枠組条約第十五回締約国会議の結果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出国連気候変動枠組条約第十五回締約国会議の結果に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国連気候変動枠組条約第十五回締約国会議(以下「COP15」という。)においては、主要な問題について参加国の間で大きな立場の相違があり、すべての問題について完全な解決が得られたわけではないが、鳩山内閣総理大臣を含めた首脳級の協議によって「コペンハーゲン合意」が取りまとめられ、COP15全体会合において米国、中国を含むほぼすべての国の賛同を得て、同合意に留意するとの決定が採択されたことは有意義であると考えている。また、同合意には、世界全体の気温の上昇を摂氏二度より下

にとどめるべきとの科学的見解の認識、先進国の削減目標及び途上国の削減行動の提出、その実施の測定、報告及び検証、途上国支援等が明記されており、内容面でも有意義なものであると考えている。昨年九月の国連気候変動首脳会合で鳩山内閣総理大臣より我が国が率先して野心的な中期目標を表明したこと、並びにCOP15で小沢環境大臣が「鳩山イニシアティブ」の具体策を発表したこと及び鳩山内閣総理大臣が政治合意を作ることを強く主張したことも、交渉の進展に弾みをつけ、同合意に留意するとの決定がCOP15全体会合で採択されるに至った大きな要因の一つであると考えている。

三について

現地時間で昨年十二月十九日未明から行われたCOP15全体会合においては、宮川外務省国際協力局審議官は、地球を救うため最善を尽くすべきであり、「コペンハーゲン合意」の採択を強く望むと述べ、各国に採択を呼びかけた。また、同合意を踏まえて、新しい一つの包括的な法的文書を完成させるべきとの我が国の立場を踏まえ、小沢環境大臣は、今後の作業として、法的文書の作成に向けた協議を行うべきであるとするツバル及びバルバドスの主張を支持しつつ、我が国もそういった提案をしてきており、今後、これらを踏まえ協議すべき旨を主張した。

C O P 15においては、小沢環境大臣、福山外務副大臣、増子経済産業副大臣及び大谷環境大臣政務官が、閣僚級の会合が開催される中盤以降に順次現地に入り、様々な協議に積極的に出席するとともに、鳩山内閣総理大臣が、終盤の首脳級の協議に出席し、十数時間に及ぶ「コペンハーゲン合意」の作成交渉に帰国の時間を變更してまで臨む等、政治のリーダーシップの下、積極的な外交活動を展開した。

我が国は、世界全体での温室効果ガス削減に貢献すること、二十三年以降の気候変動対策に係る新たな枠組みへのスムーズな移行に貢献すること、新たな国際枠組みへの途上国の野心的な参加を促すこと等を目的に、排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国及び気候変動の悪影響に対して弱い途上国を広く対象として、二十二年末までの約三年間で、官民合わせて約一兆七千五百億円(うち公的資金一兆三千億円)規模の支援を実施することを、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、C O P 15において表明した。また、C O P 15では、ほぼすべての国の賛同を得て「コペンハーゲン合意」に留意するとの決定がなされた。こうした状況を踏まえ、今後の具体的な支援については、国際交渉の進展状況を注視しつつ実施していく。

「コペンハーゲン合意」において、途上国の削減行動の提出や、その実施の測定、報告及び検証を図っていくことが明記され、短期及び中長期の途上国支援の在り方についても、大きな方向性を示すことができたが、我が国が発表した「鳩山イニシアティブ」もこうした動きを促進したものであり、国際的に高い評価を得ている。

我が国が、従前の「クールアース・パートナーシップ」を再編し、国際交渉の進展状況を注視しつつ、二十二年末までの約三年間で実施すると発表した、官民合わせて約一兆七千五百億円規模の支援(うち公的資金一兆三千億円)の具体的な内容は、無償資金協力、技術協力及び円借款の積極的な活用による支援約七千三百億円、世界銀行に設立した気候投資基金以下「CIF」という。)に対する我が国の拠出約千二百億円、さらに株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行(以下「JBIC」という。)等を活用した民間部門との密接な連携を通じた支援約九千億円である。

これは、従前の「クールアース・パートナーシップ」の未実施分に、平成二十一年度予算において計上したCIFへの新規の拠出や法改正を行いJBICの積極活用を図ること等により、新規資金として公的資金約五千億円、民間資金約二千億円、合計約七千億円を上積みした

支援を実施しようとするものである。

また、JBICによる保証や独立行政法人日本貿易保険による貿易保険は民間資金、JBICのその他の支援や独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの資金は公的資金として位置付けられている。

七について

昨年取りまとめられた「鳩山イニシアティブ」にあるとおり、我が国としては、二十三年以降の途上国支援に関し、適切なクレジット制度の構築を国際交渉において求めていく考えである。

具体的には、まず、気候変動対策としての効果(環境十全性)に配慮しつつ、現行の柔軟性メカニズムの改善を行う必要があると考えている。加えて、日本が世界に誇るクリーンな技術や製品、インフラ、生産設備などの提供を行った企業の貢献が適切に評価されるよう、また、途上国における森林減少及び劣化への対策なども気候変動対策として適切に評価されるよう検討することを含め、新たなメカニズムの構築を提案していく。

同時に、炭素クレジットに関する国内の制度設計を進めつつ、二国間、多国間を含む様々な枠組みを通じて、クレジットを生み出す新たなプロジェクトを開拓し、民間投資を促進していくことも、積極的に検討する考えである。

八及び十について

「コペンハーゲン合意」において、先進国は、二十二年に向けた経済全体の数量化された排出目標を本年一月三十一日までに、国連気候変動枠組条約事務局(以下「事務局」という。)に提出することとされている。我が国は、これまでに既に表明しているとおり、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、地球温暖化を止めるために科学の要請する水準に基づくものとして、千九百九十年比で言えば二十二年までに二十五パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すこととしており、事務局に提出する目標についても、これを踏まえたものとするとしてしている。表現振りにについては、政府部内でしかるべく検討を行う考えである。また、我が国の中期目標に係る国民や産業界の意見については、引き続き、十分に聴取していく考えである。

九について

御指摘の「一九九〇年比二十五%削減を目指す際の国内排出削減量、いわゆる「真水」と森林吸収や排出量取引といった「オフセット」との内訳については、国際交渉の状況も踏まえながら検討してまいりたい。

十一について

地球温暖化問題に関する閣僚委員会副大臣級

検討チームの下に設置したタスクフォース(以下「タスクフォース」という。)においては、前内閣下のコスト試算について複数の研究機関の幅のある試算結果を基に国民に家計負担を示すに当たり、数字の選び方や示し方に不適切な点があったことが指摘されているほか、モデル分析を行った結果、千九百九十年比二十五パーセント削減を達成する場合には同年比四パーセント増加する場合と比べて経済にマイナスの影響が出る試算されるもの、他国も高い中期目標を掲げ世界的に地球温暖化対策が進展する場合は、炭素税の収収を単に家計に還付するのではなく地球温暖化対策への財政支出や国債の償還に充てる場合又は海外との排出量取引を活用する場合には、国民負担等の経済影響を緩和できる可能性が示される等、一定の成果が得られたものと認識している。

一方で、従来の分析手法には限界があるとの指摘もあり、これまでのタスクフォースでは、新たな産業や市場の創出、イノベーションの促進等のプラスの効果の評価の仕方も必ずしも十分に検討できていないことから、これらの点について、地球温暖化問題に関する閣僚委員会等の場において、引き続き検討を重ねていく必要があると認識している。

鳩山総理とクリントン米國務長官とのミスコミュニケーションに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年一月十八日

参議院議長 江田 五月殿

浜田 昌良

鳩山総理とクリントン米國務長官とのミスコミュニケーションに関する質問主意書

昨年十二月十七日のコペンハーゲンでの晩餐会

において鳩山総理はクリントン米國務長官に、「沖縄県民の期待が高まっている。日米合意は重

いが、強行すると結果はどうなるか大変危険だ。選択を考えているので、しばらく待っていてほしい」と要請し、これに対しクリントン長官は「よく分かった」と答えた、鳩山総理は同行記者団に説明したと報道されている。しかし、米国に帰国

したクリントン長官は、同月二十一日、藤崎駐米大使を國務省に緊急に招請し、日米合意に基づき

米軍普天間基地の辺野古への移設計画を早期に実施するように求め、また、「クリントン長官に十分に理解いただいた」と鳩山総理が説明したことが明らかに事実ではなかったという報道が米国に

おいてもなされている(平成二十一年十二月二十九日付けワシントンポスト)。日本国総理と米國務長官との間においてこのような重大なミスコ

ミュニケーションがあったことを受け、日本国民の多くは日米外交の今後に危惧を覚えている。そこで、以下のとおり質問する。

一 鳩山総理は、昨年十二月十七日の晩餐会においてクリントン長官に対し普天間基地移転について、どのような説明を行ったのか、鳩山総理が話した言葉及びそれを訳した英語についてわかる範囲で明らかにされたい。

二 これに対し、クリントン長官はどのように応えたのか、クリントン長官が話した英語及びそれを通訳が鳩山総理に訳した日本語をわかる範囲で明らかにされたい。

三 これらの通訳を行った外務省職員の氏名、現在の役職及び通訳経験について明らかにされたい。

四 クリントン長官は昨年十二月二十一日、國務省において藤崎駐米大使に対し、どのような発言を行ったのか。その詳細を明らかにされたい。

五 國務省に駐米大使が呼び出されるというような事態は過去三十年にさかのぼり何回あり、それぞれどのような要件であったのか、その詳細を明らかにされたい。

また、クロリー米國務次官補は昨年十二月二十二日の記者会見において、駐米大使は呼び出されたのではなく、大使の方から会いに来た旨発言しているが、事実関係を明らかにされたい。

い。

六 日本国総理と米國務長官とのこのようなミスコミュニケーションが起きた原因は何であったと鳩山内閣は判断しているのか。さらに、今後の再発防止策はどのように考えているのか、鳩山内閣の見解を明らかにされたい。

七 これらの一連のやり取りは、ミスコミュニケーションではなく、鳩山総理がクリントン長官のどちらかが嘘をついているのではないかと疑念が国民の一部にあるが、そのことについて鳩山内閣としてどのように申し開きをするのか。外交に対する国民の信頼が重要と鳩山内閣が主張するならば、客観的事実をもって明らかにされたい。

右質問する。

平成二十二年一月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員浜田昌良君提出鳩山総理とクリントン米國務長官とのミスコミュニケーションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出鳩山総理とクリントン米國務長官とのミスコミュニケーションに関する質問に対する答弁書
一から三までについて
御指摘の晩餐会においては、鳩山内閣総理大

臣とクリントン米国防務長官との間で、普天間飛行場移設問題に関しやり取りがあつたが、通訳者に係る事項を含め外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、先方との関係等もあり差し控えたい。

四について

クリントン米国防務長官は、平成二十一年十二月二十一日の藤崎米国防務特命全權大使との会談において、日米同盟の重要性及び沖縄の基地問題の重要性について見解を述べたが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、先方との関係もあり差し控えたい。

五について

お尋ねの過去三十年にわたつて米国防務特命全權大使が先方の求めに応じて米国防務省を往訪した回数及び用件について網羅的に調査することは困難であるため、お答えすることは困難である。なお、平成二十一年十二月二十一日には、藤崎米国防務特命全權大使はクリントン米国防務長官に招請され、会談を行ったものであり、大使の方から会いに行つたのではない。

六及び七について

御指摘の「ミスコミュニケーション」の意味が必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難である。

普天間基地移転についての鳩山総理の発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年一月十八日

浜田 昌良

参議院議長 江田 五月殿

普天間基地移転についての鳩山総理の発言に関する質問主意書

普天間基地移転に関し、鳩山総理は、昨年十二月二十六日ラジオ日本の正月番組の収録において、「抑止力の観点から見て、グアムにすべて移設するのは無理がある。」と述べ、同月二十七日の首相官邸での記者団の質問に対しても同様の表明を再度行つたと報道されている。一方、平野官房長官は同月二十八日の記者会見で普天間基地の移設先として「グアムを排除するつもりはない」と発言し、また、小沢民主党幹事長が「伊江島か下地島で」との意向を表明したとの報道もあり、鳩山政権の場合的発言に対する沖縄県民の行き場のない怒りは極限に達している。

そこで、以下のとおり質問する。

一 鳩山総理が、「抑止力の観点から見て、グアムにすべて移設するのは無理がある。」と発言したことは総理の発言であり重いものである。その根拠を明確にするともに、当該発言を鳩山内閣の方針として捉えてよいか明確にされた

い。もし、この発言が鳩山内閣の方針でなければ、「記者に対し話しすぎは反省している」と発言したまさにその直後でこのような発言がなされたことにかんがみ、鳩山総理の資質に問題ありと国民が思うことは当然であり、内閣は総辞職をもつて陳謝すべきと考えられるが、鳩山内閣の見識を問う。

二 鳩山内閣の閣僚及び与党幹部による普天間基地移設問題に関する発言においては、ヘリポート、定員一万八千人の在沖縄海兵隊員及び演習場(キャンプシユワブ)約二千ヘクタール、キャンプハンセン約五千ヘクタール、北部訓練場約八千ヘクタール等の三つが一体的に考慮されるべきとの海兵隊運用の基本についての認識が全く感じられない。もし、伊江島や下地島さらには日本本土に普天間基地移設先を選定したならば、当該ヘリポートへどのように在沖縄海兵隊は移動するのか、また、当該移設先はグアム移転を考慮しても約一万人もの海兵隊、さらには返還予定地を考慮しても合計九千ヘクタールにも上る演習場を受け入れることを前提としているのか、その基本的認識を明らかにされた

三 平成十八年に合意した「再編実施のための日米ロードマップ」においては、普天間基地の移設は二〇一四年までに完了するとされているが、鳩山内閣として最低限この期限については遵守することを、沖縄県民及び国民に対して明

確にされたい。

四 共同通信が沖縄県を除く四十六知事に対して昨年十二月に行つた調査によれば、在日米軍の訓練や施設受け入れについて、「十分可能」、「条件が整えば可能」とする知事は皆無であつた事実を、鳩山内閣はどのように評価しているのか。

五 連立与党で作る「沖縄基地問題検討委員会」の第一回会合が昨年十二月二十八日に開催され、本年五月までに移設先の結論を出すことで合意したとの報道があつたが、これは鳩山内閣としての国民に対する公約と受け止めてよいのか、明確にされたい。

右質問する。

平成二十二年一月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員浜田昌良君提出普天間基地移転についての鳩山総理の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出普天間基地移転についての鳩山総理の発言に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について
普天間飛行場の移設問題については、現在、内閣官房長官を長とする沖縄基地問題検討委員

会において、特定の前提を置かず、あらゆる選択肢を幅広く検討しているところであり、移設先等に係る個々のお尋ねについてお答えする段階にはない。いずれにせよ、安全保障上の観点も踏まえつつ、沖縄県民の気持ちを何よりも大事にしなが、過去の日米合意や平成二十一年九月九日の「連立政権樹立に当たつての政策合意」を踏まえつつ精力的に検討を重ね、米国とも調整をして理解を求めた上で、本年五月末までに政府として結論を出す考えである。

は混乱の極みに達している。この普天間基地移設に関連して、平成十八年五月一日付け「再編実施のための日米ロードマップ」(以下、単に「ロードマップ」という。)等において、山口県岩国基地からグアムへの海兵隊ヘリ八機の移転が計画されており、また、これを受けて、神奈川県厚木基地から岩国基地への空母艦載機五十九機の移駐が予定されている。しかしながら、普天間基地の移設自体が混乱する中、厚木飛行場空母艦載機の移駐にも影響が及ぶのではないかと危惧を神奈川県民は抱いている。

に約三千二百万円が計上されているが、その執行状況、調査結果を具体的に明らかにされた。平成二十二年度は政府案に約三千百万円が計上されているというがその事実関係如何。それは平成二十一年度に選定できないということなのか、平成二十二年度の予定調査内容及び見込まれる選定期間とともに明らかにされたい。

ろが必ずしも明らかではないが、ロードマップに示された空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐に伴い、当該艦載機に係る日常的な整備機能については、厚木飛行場から岩国飛行場に移転することとなるものと承知している。

三について

恒常的な空母艦載機着陸訓練施設(以下「恒常的施設」という。)については、現在、日米間で協議を行っているところであり、その選定期間については、現段階で確たることを申し上げることは困難である。

恒常的施設の選定に係る予算については、平成二十一年度において、平成二十二年一月二十日現在、米側との調整や米側から入手した文書の翻訳等に係る経費として約八十七万円を執行したところであり、平成二十二年度においては、米側との調整や航空機騒音の予測調査等に要する経費として約三千百万円を計上しているところである。

御指摘の調査については、報道により承知しているが、その詳細について承知していないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一 普天間基地移設計画が万が一、再検討になるとしても、米軍厚木飛行場空母艦載機の移駐はあくまでロードマップ記載どおり、遅くとも二〇一四年までに完了するとの政治的意思を鳩山内閣として明確にされたい。

二 空母艦載機の岩国移駐に伴い当該整備部門もすべて岩国に移駐するのか。また、それを含め、空母艦載機の運用についてはどの時点で明確にしていけるのか。鳩山内閣の政治的意思を明らかにされたい。

三 厚木基地等で行われている空母艦載機離着着訓練の恒常的な訓練施設の選定については、ロードマップによれば、「二〇〇九年七月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする」となっているが、その選定状況如何。併せて、その調査費として平成二十一年度

二

米軍厚木飛行場空母艦載機の移駐に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年一月十八日

参議院議長 江田 五月殿

浜田 昌良

米軍厚木飛行場空母艦載機の移駐に関する質問主意書

普天間基地移設に関し、鳩山内閣における対応

平成二十二年一月二十八日 参議院会議録第三号

質問主意書及び答弁書

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

竹島問題に関する質問主意書

一 国家主権について、二〇〇五年十一月四日閣議決定の政府答弁書(内閣衆質一六三第五三号)において政府は「一般に、国際法上、主権とは、国家が自国の領域において有する他の権力に従属することのない最高の統治権のことをいい、国家の基本的地位を表す権利を意味すると承知している。」と定義しているが、我が国の主権への侵害に対して、政府はどのような対応をとる義務を負うか。

二 韓国政府による竹島の不法占拠は、右で言う我が国への主権侵害に当たるか。

三 現在我が国が抱える領土問題は、北方領土を巡る問題(以下「北方領土問題」という。)と竹島を巡る問題(以下「竹島問題」という。)の二つがあると承知するが、政府は両問題を解決する義務を負っているか。確認を求める。

四 竹島問題を主管するのは外務省アジア大洋州局北東アジア課と承知するが、確認を求める。

五 現在内閣府には、北方対策本部という北方領土問題の解決を図る部署があり、内閣には北方領土問題を担当する特命担当大臣がいるが、竹島問題についても、北方領土問題の北方対策本部に相当する部署はあるか。また、竹島問題を担当する特命担当大臣はいるか。

六 五で、政府が政府内部に竹島問題の解決を図る部署を設けず、内閣に竹島問題を担当する特

命担当大臣がいないのであれば、それはなぜか。また今後、領土問題を一括して担当する部署及び担当大臣を設置する方針はあるか。

七 現在韓国政府は竹島問題及び日本海呼称問題等に関して、研究機関である「東北アジア歴史財団」を管理運営し、持続的に対外広報活動をしているが、政府は実態を把握しているのか、確認を求める。

八 竹島問題に関し、「日本海」という世界的にも認められている国際的呼称について、近年、多くの文献で「日本海・竹島」を「東海・独島」とする記述変更が行われている事実(以下「竹島問題における日本海呼称問題」という。)について政府は承知しているか。

九 八で、「竹島問題における日本海呼称問題」を承知しているとすれば、日本海を東海とする原因は何であると考え、今後我が国は如何に対応するのか。

十 二〇〇五年以降、毎年二月二十二日は島根県が条例によって定めた「竹島の日」であり、国民世論に啓発運動を行っていることと承知しているが、現在政府が毎年二月七日に各種啓発事業を行っている「北方領土の日」と同様に、政府の責任において「竹島の日」を制定する考えはあるか。また、本年二月二十二日に島根県松江市で開催が予定されている「竹島の日記念行事」に対し、政府としての対応は如何か。

十一 義務教育及び高等学校教育下における竹島問題に関する教科書記述に関し、二〇〇九年十二月に文部科学省が二〇一三年から実施する高等学校教育下における新学習指導要領の解説書の中で竹島問題に言及しないことを決めたこととされるが、確認を求める。

十二 十一で、決定が事実であるとすれば、義務教育及び高等学校教育下における教科書記述に関し、教科書または学習指導要領の解説書に統一して竹島関連記述を記載する考えはあるか。右質問する。

平成二十二年一月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員亀井亜紀子君提出竹島問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員亀井亜紀子君提出竹島問題に関する質問に対する答弁書

一について

一般に、我が国の主権への侵害があった場合は、個別具体の状況に応じて、国際法及び国内法に従い適切に対応することになる。

二について

お尋ねについては、御指摘の認識に基づき、政府としては、韓国に対し累次にわたり我が国の立場を申し入れてきている。

三について
我が国として他国との間で解決すべき領有権の問題としては、北方四島及び竹島をめぐる問題があり、政府として、北方領土問題及び竹島問題の双方について問題の解決のため粘り強い努力を行っている。

四について
外務省における竹島問題の主管課は、アジア大洋州局北東アジア課である。

五、六及び十について

現在、お尋ねの部署及び大臣は置かれておらず、お尋ねの日は定められていないが、政府としては、引き続き、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討していく考えである。

七について

お尋ねの研究機関の存在は承知している。

八及び九について

日本海の名称については、韓国は、国内で当該海域が二千年間「東海」と呼ばれてきた等の歴史的背景を検討した結果、「東海」が当該海域の正当な名称であるなどと主張しており、一部において御指摘の事実があると承知しているが、我が国としては、英国、フランス及び米国の主要な図書館等が所蔵する古地図を調査した結

果、十九世紀初頭には、欧米において日本海の名称が定着してきたと考えている。日本海の名称は、当該海域の国際的に確立した唯一の名称であり、我が国としては、韓国の主張に対して断固反駁^{はげ}するとともに、国際社会に対し、我が国の立場への理解と支持を求めてきている。

十一及び十二について

高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の地理歴史科地理A及び地理Bの解説では、高校生に対して、中学校における学習を踏まえ、竹島を含めた我が国の領土問題について理解を深めさせるための指導が適切になされるよう、「北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である。」と記述したところである。

また、教科用図書は、民間が創意工夫を生かして著作編集を行うものであり、学習指導要領に基づき、どのような事項をどのように記述するかは、当該図書の著作者等の判断にゆだねられているが、その著作編集に当たっては、学習指導要領の記述の意味や解釈等の詳細について説明した学習指導要領の解説を十分に参照して行われるものと考えている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五	東京一〇五
番四	都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03	
(3587)	
4294	
定 価	
(本体	本号一部
一一〇円	一一五円